

| | |
|------------------|---|
| Title | 〔商法七五〕 株式の引受について名義を貸した者の責任 (東京高裁昭和四一年一月二二日判決) |
| Sub Title | |
| Author | 饗庭, 忠男(Aeba, Tadao) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1968 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.41, No.9 (1968. 9) ,p.95- 98 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 判例研究 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19680915-0095 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 七五〕 株式の引受について名義を貸した者の責任

（東京高裁昭和四一年一月二日判決
昭和三八年（ホ）第二七六二号株券引渡請求控訴事件
下級民集一七卷一・二二号一・二頁）

【判示事項】

株式の引受について名義を貸した者は右株式の引受人となるか。

（消極）

【参照条文】 商法第二〇一条

【事実】

被控訴人Y会社は資本金を一〇〇万円として設立された株式会社であるが、取引銀行および得意先に対する信用を維持するため、増資する必要に迫られ、昭和三二年三月および同年七月の再度にわたり、新株合計一万四千株を発行した。

右新株の発行にあたり、当時Y会社の代表取締役訴外甲は他の会社役員と計り、会社資金をもつて右新株の払込に充てることを計画し、その実行方法を種々検討した結果、控訴人Xを含むY会社の一部の従業員一二人の名義を借りうけて、引受および払込の手続をなすこととし、あらかじめ右従業員らよりその旨の承諾を得た。

しかしてY会社は新株発行にさきだち、昭和三二年二月一五日付で右従業員らに特別賞与金を、又、同年七月四日付で右と同様特別賞与金を支給したが、これらの金員は現実にはXを含む右従業員ら個人に交付することなく、Y会社が一括してこれを保管しておき、一方右従業員らの名義を用い、適宜各特別賞与支給額に見合わせて新株申込の手続をととのえた上これに株式を割り当てたが、そのうちX名義で二度にわたり新株申込手続をした上右申込株数計五〇〇株の株式の割当をなし、ついで、前記保管にかかる特別賞与金をもつて順次右新株の払込手続を了し、かくして再度にわたる増資を実行した。

その後、訴外甲はさきに控訴人Xと株主名義の借受方を約した際、Xより同人名義の株式については、将来発行される株券を受領する権限を含むすべての権利を与えられたとして昭和三三年九月二〇日、自己宛に譲渡による名義変更の手続をした。

控訴人Xはこれを争い、株主たる地位に基づいて右株券の引渡を求め本訴に及んだ。

一審に於てXは敗訴、控訴したのが本審である。

【判旨】

請求棄却。判決は、他人の承諾をえてその名義を用い株式を引受けた場合に於ては、名義人、即ち名義貸与者ではなく実質上の引受人即ち名義借受人がその株主となるものと解するのが相当であるとして実質説の立場に立つて控訴人の請求をしりぞけたが、その理由として次の如く述べている。

「……けだし、株式の引受および払込は一般私法上の法律行為の場合と同じく、たとえこれが何人の名義によつてなされたかを問わず真に契約の当事者として申込をなした者が引受人としての権利を取得し、義務を負担するものであつて、商法二〇一条一項は当事者が仮設人の名義を用い、あるいは、実在する他人の名義をその承諾をえないで用いた場合において、その行為をなした者が義務を負担するといふ右当然の事理を明らかにしたものであり、同条二項はさらに資本の充実をはかるため、他人の承諾をえてその名義で引受がなされた場合には名義貸与者にも払込義務につき連帯責任を負担せしめることを明定した趣旨と考えられるからである。」

そして「認定事実のごとく、Xは株式の引受について、単にその名義を貸与したにすぎないものであつて、実質上の当事者ではないのであるから、本件株式の引受および払込が同人の名義を用いてなされても、右株式につき引受人、したがつて株主となりえないもの

といふべきである。」と結んでいる。

【評釈】

商法二〇一条の各項をめぐつて解釈上の争いがあることは周知の事実であるが、いま一応これを概観してみると、まず、組織法ないし、団体法のいわゆる外観主義、表示主義を基調とする形式説がある。

その主張するところは、株式に関する法律関係は集団的大量的な処理を必要とするものであるから、原則として、外部から容易に識別しうる形式かつ画一的な標準によつて権利の帰属を決すべきものであるとする。

学説には、例えば「……株式申込については外見に重きを置くから実際の申込者は本条第一項の場合には株式引受人の権利をも取得するが、第二項の場合にはこれを取得することではなくて単に責任を負うにすぎない。」(田中(感)、「最新会社」(法論)上巻一六〇頁)又、「……乙が丙と通謀して丙名義で株式を引受けた場合には丙が株式引受人となるのであつて、乙は株式引受人となることはない。併し、名義を貸したに過ぎない丙と共に、背後人の責任をも追求すべきであるので、乙は丙と連帯して払込義務を負うものとした。」(実方、「改訂会社」(法学)二六五頁)その他形式説をとるものとして、奥野・他「株式会社法釈義」八五頁、松本「株式会社法改正の要点」三六頁、長谷部「裁判会社法」五九頁等がある。

判例でこの説に立つものとしては、「……他人に対し、その名義で株式の引受をすることを許容した者は仮令、自己の計算において株金の払込をしたとしても、会社に対し、自己が株主であることを

對抗するためには、その他人から当該株式の譲渡をうけた上、名義書換を経ることを要し、会社も又、右手続を了するまで、株主名簿上の名義人を株主として取扱うべきものと解する。」(東京地判昭二九五四号)とするもの、又、「……両者間の実質関係の如何にかかわらず、対会社関係においては、株式引受人、従つて株主となるのは名義貸与者であつて名義借用者ではない。同条項は、単に資本充実の立場から名義借用者に払込義務を負担させたものと解すべきである。」(東京地判・昭・三)と解しているものがあり、その他同旨の判例としては、東京地判・昭・三八・四・二六・大阪高等・昭・四〇・六・二九等もある。

他方、実質説の主張するところは、法律行為の原則論に立ち、實際上の行為者が株式引受人となるとする。

学説には、「……商法二〇一条一項はいかなる名義にしる、行為者が義務を負担するという当然の事理を規定したもので、同条二項は特別の規定である。」(石井「会社法」上)又、「……行為者からすれば名義人を誰にしようとする自己のために引受をなす意思で株式引受をなしたのであるから、そのような効果を生ずることは当然であり、やはり事実上引受をなした行為者が株式引受人になるべきだと考えられる。」(米津「注釈会社法」三巻四一頁、その他、大隅・大森「逐条改正会社法解説」一八九頁、松田「新会社法概論」一〇五頁、松田・鈴木「株式会社法講座」一〇五頁、田中耕「改正会社法概論」三九二頁等)

判例についてみると、「……株主をめぐる集团的法律関係は株主名簿により画的、団体的処理ができるのであつて、実際に行爲をなした者が行為者として権利者となり、義務者となるという一般的原则

則を排して全面的に名義人に権利義務を帰属させなければならぬ合理的性があるとは考えられず、右商法の規定は右原則を変更したも

のではなく、引受人たる外観を現出させた者にその責任を負わせたにすぎないと解するのが相当。」(横浜地判・昭・五)とするもの、又、「……けだし、払込義務は株式引受契約の効果として発生し、その

効果は本来引受契約の当事者が負うのが当然であり、法は当事者が引受にあたり、仮設人の名義を用い、或は実在する他人の名義をその他人の承諾を得ないで用いた場合、株式引受の集団性にかんがみ、責任の所在を明確にする意味で二〇一条一項を設け、さらに資本の充実を図るため、他人の承諾をえて、その名義で引受がなされた場合には承諾者にも払込義務につき連帯責任を負担せしめるのを相当として同条第二項を設けたものと考えられる。」と説明するものがある。(東京高判・昭・三)その他実質説に立つ判例として神戸地判・昭・二七・六・五も同様である。

以上学説判例についてみると、本条各項の解釈の基準は、法律行為の原則の適用と、商法の持つ集团的画一性のいづれに比重を置くのが妥当であるかが問題となる。

この点をまず本条の解釈に求めると、商法二〇一条一項は、「仮設人ノ名義ヲ以テ株式ヲ引受ケタル者ハ株式引受人タル責任ヲ負フ……」とし、第二項は、「……其ノ他人ト連帯シテ払込ヲナス義務を負フ」と規定している。

一項の「責任ヲ負フ」は一応単に責任のみを負担して株主にならないと解する余地もあるが、一項は、名義は異なるが、実際はある人

が引受、又は譲受行為をしたのである、という事実が立証せられてからの問題であるので責任のみに限る必要はないので、実際にその引受行為をした者が引受人となると解するのが当然である。とすればこの一項は当然のことを定めたものと言えよう。この点について実質説・形式説とも差はない。

二項の「……連帯シテ払込ヲナス義務ヲ負フ」というのは文言上は、実際に申込をした者は単に払込の連帯責任を負うのみで株式引受人とならないという様に考えられる。形式説はこの立場に立つ。

たしかに画一的処理には適しているが、本条の一項二項を通じていえることは、いずれも自己以外の名義で株式の申込・引受をした場合を律するもので、実質的に行為をなした者についての責任を求めるといふことである。

従つて一項二項を全く見地を異にして解釈する必要はなく、统一的に実質的行為者についてその意図した通りの法律効果の発生を認めるのが妥当であり、二項は規定の文言には反するが、他人名義を使用して株式を引受けた者が株式引受人であり、名義人たるその他人の方にかえて連帯責任を負わせるのが実質的解釈である。

又、前掲判例(○・一〇・二五)の説示するように、法律行為の原則を全面的に排してまで形式的に画一性を維持しなければならぬ合理的理由は本条の場合見出すことができないのではなからうか。

結局、本条については一項は当然の規定で二項の前提となり、二項の場合も実質的行為者が株式引受人となり、名義人が連帯債務者となるべきだとする実質説に賛したいと考える。

本件の場合、被控訴人Y会社は控訴人Xの承諾を得てX名義で新株を引受けて増資を終えたが、Xは認定の如く、実質上の当事者ではないのであるから、たとえ本件株式五〇〇株の引受、及び払込がX名義でなされていても株主とはなりえないというべきであつて実質説に立つ本判決は妥当なものと言えよう。

尚、本判決について控訴人Xはこれを不服として更に上告をしたが、昭和四二年一月一七日、最高裁に於て右上告は棄却された。

その判決理由は左の如くであるが、本条に関する最高裁の判決は初めてであつて、実質説を採つた点、今後の解釈の方向を示唆するものとして注目すべきであらう。

判決理由は「……けだし、商法第二〇一条は第一項において、名義のいかんを問わず、実質上の引受人が株式引受人の義務を負担するという当然の事理を規定し、第二項において、特に通謀者の連帯責任を規定したものと解され、単なる名義貸与者が株主たる権利を取得する趣旨を規定したものと解されないから、株式の引受、および払込については、一般私法上の法律行為の場合と同じく、真に契約の当事者として申込をした者が引受人としての権利を取得し、義務を負担するものと解すべきであるからである。」と述べている。

(饗庭 忠男)